

湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

平成22年3月19日

告示第366号

改正 平成23年7月20日告示第170号

平成24年7月5日告示第163号

平成25年2月6日告示第16号

平成26年6月18日告示第99号

平成27年12月28日告示第271号

平成28年3月30日告示第87号

（目的）

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号の規定に基づき、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付する事業を実施することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（平25告示16・一部改正）

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、湖西市とする。

（用具の種目及び給付対象者）

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表に掲げる用具とする。

2 給付対象者は、市内に住所を有し在宅で生活をする者又は法第19条の規定に基づき湖西市福祉事務所長（以下「所長」という。）が支給決定を行った施設入所者等で、別表の対象者欄に掲げる障害者又は障害児とする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

（平23告示170・平24告示163・平26告示99・一部改正）

（給付の申請）

第4条 用具の給付を受けようとする対象者又はその者を扶養する者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

（給付の決定）

第5条 所長は、前条の申請があった場合は、速やかに必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

2 所長は、前項の規定により給付することを適当と認めるときは、申請者に対し日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 所長は、第1項の規定により給付することを適当でないとして認めるときは、申請者に対し日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（平23告示170・一部改正）

（用具の給付）

第6条 所長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売等を業とする者（以下「業者」という。）に依頼して行うものとする。

2 前条第2項の規定により用具の給付を受けることとなった者（以下「利用者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（平23告示170・一部改正）

（利用者の負担）

第7条 用具（点字図書を除く。）の給付に係る利用者の負担は、費用の1割とする。

ただし、自立支援給付の補装具費による世帯における月額上限額を限度とする。

2 前項で算出した額に1円に満たない端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 利用者は、前2項の規定により算出した額を業者に直接支払うものとする。

（費用の請求）

第8条 用具を納入した業者が、市に当該用具に係る費用を請求するに当たっては、給付券を添付するものとする。

2 業者が請求できる額は、用具の購入に要する費用から、利用者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

（返還等）

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 所長は、用具の給付を受けた者が、その目的に反して当該用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

（平23告示170・一部改正）

（排泄管理支援用具給付の特例）

第10条 所長は、排泄管理支援用具の給付については申請者の手続の利便を考慮し、暦月を単位として半年を超えない範囲内で給付券を一括して交付することができるものとする。ただし、当該年度末までの分を超えないものとする。

2 第7条に規定する利用者の負担については、1回の申請における排泄管理支援用具の購入に要する費用について算出するものとする。

（平23告示170・一部改正）

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

(平23告示170・一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 新居町の編入の日の前日までに、新居町障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年新居町告示第61号)の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成23年7月20日告示第170号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月5日告示第163号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年2月6日告示第16号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月18日告示第99号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第271号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第87号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の湖西市移動支援事業実施要綱、第2条の規定による改正前の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱、第3条の規定による改正前の湖西市日中一時支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の湖西市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の湖西市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第6条の規定による改正前の湖西市障害者控除対象者認定に関する要綱、第7条の規定による改正前の湖西市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱、第8条の規定による改正前の湖西市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止め等に関する取扱要綱、第9条の規定による改正前の湖西市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱及び第10条の規定による改正前の湖西市介護保険料の減免に関する取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第3条関係)

(平26告示99・全改)

種 目	品目	対象者 (障害者)	対象者 (障害者又は 障害児)	性能 (障害者)	性能 (障害者又は 障害児)	耐 用 年 数	基準額 (円)
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝 台	下肢若しくは 体幹機能障害 2級以上の者 又は難病患者 等で寝たきり の状態にある もの		腕、脚等の訓 練のできる器 具を附帯し、 原則として使 用者の頭部及 び脚部の傾斜 角度を個別に 調整できる機 能を有するも の		8年	154,000
	特殊マ ット	下肢若しくは 体幹機能障害 1級の者(常時 介護を要する 者に限る。) 又は難病患者 等で寝たきり の状態にある もの	児童相談所又 は知的障害者 更生相談所で 障害の程度が 重度又は最重 度であると判 定された知的 障害児・者及 び下肢若しく は体幹機能障 害2級以上の 児童で、それ ぞれ原則とし て3歳以上の もの又は難病 患者等で寝た きりの状態に あるもの	じょくそう 褥瘡の防止 又は失禁等に よる汚染又は 損耗を防止で きる機能を有 するもの	失禁等による 汚染又は損耗 を防止するた めマット(寝 具)にビニー ル等の加工を したもの	5年	70,000
	特殊尿 器	下肢若しくは 体幹機能障害	下肢若しくは 体幹機能障害	尿が自動的に 吸引されるも	尿が自動的に 吸引されるも	5年	67,000

	1級の者(常時介護を要する者に限る。) 又は難病患者等で自力で排尿できないもの	1級の児童で、原則として学齢児以上のもの(常時介護を要する者に限る。) 又は難病患者等で自力で排尿できないもの	ので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	ので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの		
入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 又は同程度の障害を有する難病患者等	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。) 又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要する者に限る。) 又は難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの(下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要するものに限る。) 又は難病患者等で	介助者が障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000

		寝たきりの状態にあるもの				
移動用 リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能障害のあるもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能障害のあるもの	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	介護者が重度身体障害児を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練椅子		下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
訓練用 ベッド		下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害があるもの		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
カーシート	体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非		障害者が乗車時における座位保持を可能		3年	50,000

		進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、障害等級2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等		とする機能を有するもの			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とする者又は難病患者等で入浴に介助を要するもの	下肢若しくは体幹機能障害児で、入浴に介助を要し原則として3歳以上のもの又は難病患者等で入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	90,000
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等で常時介護を要するもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	29,800
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、所	児童相談所又は知的障害者更生相談所で障害の程度が	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160

	長が必要と認める者又は同程度の障害を有する難病患者等	重度又は最重度であると判定された知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの又は平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する児童で、所長が必要と認めるもの又は同程度の障害を有する難病患者等				
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、所長が必要と認める者又は同程度の障害を有する難病患者等	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する児童で、所長が必要と認めるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの	障害児が容易に使用し得るもの	3年	3,000
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の	8年	60,000

	者又は同程度の障害を有する難病患者等	童で、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	上肢障害2級以上の者又は難病患者等の上肢機能に障害のあるもの	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所で障害の程度が重度若しくは最重度であると判定された知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢障害2級以上	障害者等が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害者等が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を	8年	151,200

		の児童で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で上肢機能に障害のあるもの		伴うものを除く。		
火災警報器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児・者及び障害等級2級以上の児童で、それぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの又は同程度の障害を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者又は難病患者等で火災発生の感知及び避難が著	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児・者及び障	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

	しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	害等級2級以上の児童で、それぞれ火災発生 の感知又は避難が著しく困難な もの又は難病患者等で火災発生 の感知及び避難が著しく困難な 難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯				
電磁調理器	視覚障害2級以上（日常生活上必要と所長が認める世帯）の者又は同程度の障害を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年	7,000

		者等				
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（日常生活上必要と所長が認める世帯）の者又は同程度の障害を有する難病患者等		音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの		5年	87,400
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であってICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、障害者が容易に使用し得るもの	視覚に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であってICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、障害児が容易に使用し得るもの	5年	59,800
地震防災用具	障害等級4級以上の者で、	児童相談所又は知的障害者	地震発災若しくは避難中に	地震発災若しくは避難中に	5年	50,000

		地震発災時の安全確保が困難な者若しくは避難生活に支障が生ずる者又は同程度の障害を有する難病患者等	更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児・者又は障害等級4級以上の児童で、地震発災時の安全確保が困難なもの又は避難生活に支障が生ずるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有するもの	障害児・者が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害児・者の安全を確保する機能を有するもの		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの又は同程度の障害を有する難病患者等	腎臓機能障害3級以上の児童で、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で、所長が必要と認める者又は難病患者	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児で、所長が必要と認める原則として学齢	障害者が容易に使用し得るもの	障害児が容易に使用し得るもの	5年	36,000

	等で呼吸機能に障害があるもの	児以上のもの又は難病患者等で呼吸機能に障害があるもの				
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で、所長が必要と認める者又は難病患者等で呼吸機能に障害があるもの	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児で、所長が必要と認める原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で呼吸機能に障害があるもの	障害者が容易に使用し得るもの	障害児が容易に使用し得るもの	5年	56,400
吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で、所長が必要と認めるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児で、所長が必要と認める原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの	障害児が容易に使用し得るもの	5年	69,000
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者		障害者が容易に使用し得るもの		10年	17,000
視覚障害者用体温計	視覚障害2級以上の者（日常生活上必要	視覚障害2級以上の児童で、原則とし	障害者が容易に使用し得るもの	障害児が容易に使用し得るもの	5年	9,000

(音声式)	と所長が認める世帯)又は同程度の障害を有する難病患者等	て学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)又は同程度の障害を有する難病患者等				
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者(日常生活上必要と所長が認める世帯)又は同程度の障害を有する難病患者等		障害者が容易に使用し得るもの		5年	18,000
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の者(日常生活上必要と所長が認める世帯)又は同程度の障害を有する難病患者等		障害者が容易に使用し得るもの		5年	15,000
パルスオキシメータ	呼吸機能障害、心臓機能障害若しくは同程度の障害を有する者で、在宅酸素療法を行っている者、人工	呼吸機能障害、心臓機能障害若しくは同程度の障害を有する児童で、在宅酸素療法を行っているもの、人	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者及び難病患者等が容易に使用できるもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児及び介護者並びに難病患者等が容易に使用できるもの	5年	42,000

		呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認められた者）又は難病患者等で在宅酸素療法を行っているもの若しくは人工呼吸器の装着が必要なもの	人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認められたもの）又は難病患者等で在宅酸素療法を行っているもの若しくは人工呼吸器の装着が必要なもの				
	パルスオキシメーター（呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの）	所長が真に必要と認められた難病患者等で在宅酸素療法を行っているもの又は人工呼吸器の装着が必要なもの	所長が真に必要と認められた難病患者等で在宅酸素療法を行っているもの又は人工呼吸器の装着が必要なもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので難病患者等が容易に使用できるもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので難病患者等が容易に使用できるもの	5年	157,500
情報・意思	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発声・発	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が	5年	98,800

疎 通 支 援 用 具		語に著しい障害を有する者 又は同程度の障害を有する 難病患者等	語に著しい障害を有する原則として学 齢児以上のもの 又は同程度の障害を有する 難病患者等	容易に使用し 得るもの	容易に使用し 得るもの		
	情報・ 通信支 援用具	視覚又は上肢機能障害2級 以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の者で、 所長が必要と認める者又は 同程度の障害を有する難病患者等	視覚又は上肢機能障害2級 以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の 児童で、所長が必要と認めるもの 又は同程度の障害を有する 難病患者等	パーソナルコンピュータ用 周辺機器又はソフト等であ って、障害者が容易に使用 し得るもの	パーソナルコンピュータ用 周辺機器又はソフト等であ って、障害児が容易に使用 し得るもの	4年	150,000
	点字デ ィスプ レイ	視覚障害2級 以上の者で、 所長が必要と認めるもの又 は同程度の障害を有する難 病患者等		文字等のコンピュータの画 面情報を点字等により示す ことのできるもの		6年	383,500
	点字器	主に、情報の 入手を点字によっている視 覚障害者又は 同程度の障害を有する難病 患者等	主に、情報の 入手を点字によっている視 覚障害児又は 同程度の障害を有する難病 患者等	障害者が容易 に使用し得る もの	障害児が容易 に使用し得る もの	5年	10,400
	点字タ	視覚障害2級	視覚障害2級	障害者が容易	障害児が容易	5年	63,100

イブラ イター	以上の者（就 労若しくは就 学をしている 者又は就労が 見込まれる者 に限る。）又 は同程度の障 害を有する難 病患者等	以上の児童 で、原則とし て就学若しく は就労をして いるもの又は 就労が見込ま れるもの又は 同程度の障害 を有する難病 患者等	に使用し得る もの	に操作できる もの		
視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー	視覚障害2級 以上の者又は 同程度の障害 を有する難病 患者等	視覚障害2級 以上の児童 で、原則とし て学齢児以上 のもの又は同 程度の障害を 有する難病患 者等	音声等により 操作ボタンの 知覚又は認識 ができ、かつ、 DAISY方式に よる録音及び 当該方式によ り記録された 図書の再生が 可能な製品で あって、障害 者が容易に使 用し得るもの	音声等により 操作ボタンの 知覚又は認識 ができ、かつ、 DAISY方式に よる録音及び 当該方式によ り記録された 図書の再生が 可能な製品で あって、障害 児が容易に使 用し得るもの	6年	85,000
視覚障 害者用 活字文 書読上 げ装置	視覚障害2級 以上の者又は 同程度の障害 を有する難病 患者等	視覚障害2級 以上の児童 で、原則とし て学齢児以上 のもの又は同 程度の障害を 有する難病患 者等	文字情報と同 一紙面上に記 載された当該 文字情報を暗 号化した情報 を読み取り、 音声信号に変 換して出力す る機能を有す るもので、障 害者が容易に	文字情報と同 一紙面上に記 載された当該 文字情報を暗 号化した情報 を読み取り、 音声信号に変 換して出力す る機能を有す るもので、障 害児が容易に	6年	99,800

			使用し得るもの	使用し得るもの		
視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	視覚障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	4,980
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者又は所長が同等と認める難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児又は所長が同等と認める難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者又は所長が同等と認める難病患者等であって、本装置に	視覚障害児又は所長が同等と認める難病患者等であって、本装置に	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示でき	読みたいもの(印刷物等)の上に置いて拡大された画像を表示でき	5年	28,400

	より文字等を読むことが可能になる者	より文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	るもので、容易に持ち運びのできるもの	るもので、容易に持ち運びのできるもの		
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等		視覚障害者が容易に使用し得るもの		5年	13,300
視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童で原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	29,000
聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として所長が必要と認める者又は同程度の障害を有する難病患者等	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として所長が必要と認めるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの	5年	25,000

聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として所長が必要と認める者又は同程度の障害を有する難病患者等	聴覚障害児若しくは発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として所長が必要と認めるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者又は同程度の障害を有する難病患者等	聴覚障害児で、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童又は同程度の障害を有する難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、障害児が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉	音声機能障害	音声機能障害	呼気によりゴ	呼気によりゴ	5年	70,100

頭	者等、本装置により発声が可能になる者	児等、本装置により発声が可能になる者	ム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	ム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児又は同程度の障害を有する難病患者等	点字により作成された図書	点字により作成された図書		所長が必要と認められた額
人工内耳用電池	聴覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者	聴覚障害児又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	3年（充電電池及び充電器）	ボタン電池：2,500（月額） 充電器及び充電電池：44,100
排泄管	ストーマを造設している身体障害者又は	ストーマを造設している身体障害児又は	障害者又は介助者が容易に使用し得るも	障害児又は介助者が容易に使用し得るも		蓄便袋 月額 8,600

理 支 援		同程度の障害を有する難病患者等	同程度の障害を有する難病患者等	の	の	蓄尿袋 月額 11,300
用 具	収尿器	高度の排尿機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	高度の排尿機能障害児又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	月額 8,500
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害がある者又は脳原性運動機能障害があり、かつ、排便若しくは排尿の意思表示が困難な者又は同程度の障害を有する難病患者等	高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害がある児又は脳原性運動機能障害があり、かつ、排便若しくは排尿の意思表示が困難な児又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	月額 12,000
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害があるもの ア 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変	次のいずれかに該当する学齢児以上の児童又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害があるもの ア 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行	障害者の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの	障害児の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回 200,000

		による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有し、障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの）			
		イ 視覚障害2級以上の者	イ 視覚障害2級以上のもの			
防災用具	発動発電機・人工呼吸器用バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	在宅で人工呼吸器を使用している身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等	介護者が容易に使用し得るもので、かつ、携帯することが容易なもの	介護者が容易に使用し得るもので、かつ、携帯することが容易なもの	200,000

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

(送先) 湖西市福祉事務所長

申請者(保護者)

住 所

氏 名

①

個人番号

(対象者(児)との紐西)

T E L

下記のとおり、日常生活用具の給付を申請します。

なお、日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者(児)	住所(居住地)	〒				
	ふりがな					
	氏名					
	個人番号					
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	身体障害者手帳	手帳番号	第	号	交付年月日	年 月 日
		障害名				等級
	療育手帳	手帳番号	第	号	障害程度	A・B
難病疾患名				症状		
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考	
給付希望理由						
給付希望用具名						
希望する形式・規模等						
備 考						

様式第2号(第5条関係)

日常生活用具給付調査書

申請年月日			給付番号		
対象者(世帯)	住所(居住地)				
	氏名				
	性別				
	生年月日				
	TEL				
	障害名及び障害程度等級				
世帯員の状況	氏名	対象者との続柄	課税状況		備考
			課税区分	市民税所得割	
非課税世帯	氏名	所得	障害年金	手当	合計
世帯区分	生活保護 低所得1 低所得2 一般 定所得以上				
月額負担上限額	1 生活保護世帯 0円 2 市民税非課税世帯で対象者の収入が80万円以下 15,000円 3 市民税非課税世帯で対象者の収入が80万円を超える 24,600円 4 市民税課税世帯 37,200円 5 市民税課税世帯で最多納税者の所得割が50万円以上 対象外				
給付の必要の有無	1有 ・ 2無				
給付しない理由					
給付する用具名					
希望する形式規模等					
基準額	円				
見積額	円				
利用者負担額	円				
公費負担額	円				
その他特記事項					
上記のとおり確認しました。					
年 月 日	調査員氏名			㊟	

様式第3号(第5条関係)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

湖西市福祉事務所長

図

申請のあった日常生活用具については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	
給付決定年月日		
対象者(児)	氏名	
	生年月日	
	居住地	
給付する用具名		
希望する型式規模等		
業者	名称	
	所在地	〒
	TEL	
見積額		円
月額負担上限額		円
利用者負担額		円
公費負担額		円
注 意 事 項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市を被告として(訴訟において湖西市を代表する者は湖西市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第5条関係)

日常生活用具給付券

1 給付番号		
2 給付券発行年月日		
対象者(児)	3 氏名	
	4 生年月日	
	5 居住地	
6 扶養する者の氏名		
7 対象者(児)との続柄		
8 給付する用具名		
9 希望する型式規模等		
10 見積額		円
11 月額負担上限額		円
12 利用者負担額		円
13 公費負担額		円
業者	14 名称	
	15 所在地	〒
	16 TEL	
17 受給者が業者に提示する期限		
18 業者の公費支払請求期限		
19 上記のとおり決定する。 年 月 日		
湖西市福祉事務局長		印
20 業者の納付した日	21 利用者より受領した額	22 受領業者名及び年月日
年 月 日	円	年 月 日 印
23 用具受領年月日及び受領者氏名		
年 月 日	受領者	印
24 日常生活用具業者に代理受領を委任します。		
年 月 日	委任者	印
25 検収年月日及び検収者職・氏名		
年 月 日	検収者	印

注意 本表の1～16、25は湖西市、20～22は納付した業者、23、24は用具受領者が記入すること。

様式第5号(第5条関係)

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のあった湖西市日常生活用具給付申請については、下記の理由により却下するので、湖西市日常生活用具給付事業実施要綱第5条第3項の規定により、通知します。

記

却下する理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として(訴訟において湖西市を代表する者は湖西市市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると想分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第1号（第4条関係）

（平27告示271・全改）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

（平23告示170・平28告示87・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平23告示170・一部改正）

様式第5号（第5条関係）

（平23告示170・平28告示87・一部改正）